

2008年新春ご挨拶

社団法人 日本加工食品卸協会
会 長 國分 勘兵衛



新年明けましておめでとうございます。

全国各地の会員・賛助会員の皆様におかれましては、つつがなく新春をお迎えのことと存じ、心よりお喜び申し上げます。

昨年の我が国経済は、原油価格の高騰、米住宅ローン問題に始まった金融危機など企業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増し、経済のグローバル化により経営リスクがより世界規模になっている事を実感するような年でありました。

また、我々食品流通業界では、少子高齢化に伴う、社会構造の変化、原料価格の高騰や食の安全・安心への高まりなど、その事業環境は大きく変化し、量から質への転換を促す大きな潮流を認識するような一年でもありました。

その中で弊協会の事業活動といたしましては、協会設立 30 周年という大きな節目の年を迎え、経営環境の改善をテーマに「食品取引改善協議会」を組織の枢軸として主体的に活動を行いました。

具体的には、原料需給構造の変化や副資材の高騰に伴う本格的な値上げ始動の中で、円滑な食品流通が維持できるよう卸の収益性を安定化させる制度改定を提起し、今日的流通の構造的課題に対する考えをまとめました。

また環境問題では、関連する法体系の改正に業界として適切に対応すべく加工食品卸売業の「新環境自主行動計画」の作成に着手いたしました。

本年は、更に流通実態に即した新たな価格体系の構築、適正な利益を確保できる価格の改定に取り組み、卸機能の評価と機能対価要求による卸経営基盤の再構築に努めてまいります。

食品産業に関連する製・配・販三層は、一つのサプライチェーンとして結集し、社会経済的役割を果たす集団として評価を受けるよう、中間流通機能の責任と役割を担ってまいりますので本年も変わらずご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

理 事 会

上半期の事業総括と下半期の活動に向けて

－11月9日－

平成19年11月9日（金）大手町アーバンネットビル レベル21東京会館において午前10時30分より正・副会長会議が開催され、引き続き11時30分より理事会が開催された。

今回の理事会は、上半期の事業活動報告が主体であったが、特にその中で「食品取引改善協議会」がとりまとめた流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」についての内容や環境問題に関する「新環境自主行動計画」(案)等について重点的に審議された理事会となった。

その内容について議事録より次ぎの如く抜粋にて掲載する。

出欠状況	理事総数	26名中	出席理事	25名	委任状	1名	計26名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計 3名

議 案 第1号議案 平成19年度上半期事業活動報告及び下半期事業活動の件
(含む上半期収支決算報告並びに監査報告)

第2号議案 平成20年度収支暫定予算策定の件
(暫定予算のため書面による採決 平成20年1月予定)

第3号議案 その他。

次回開催予定 平成20年4月24日（木）

議事内容

事務局 奥山専務理事の司会により開会進行。

冒頭國分勸兵衛会長より次の如く開会の挨拶があった。

國分会長挨拶

本日は、ご多忙の中、またご遠方からもご参集いただきまして誠に有難うございます。総会後初めての理事会でありまして上半期のご報告をさせて頂く理事会でございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中を総合食料局流通課の長町商業調整官様また、平野係長様にもご出席いただいております。誠に有難うございます。

また、本日ご参集の皆様方には、平素から当協会の活動につきまして、格段のご指導、ご協力を賜っております事を重ねて厚く御礼申し上げる次第であります。特に、支部活動



理事会で挨拶する國分勸兵衛会長

の重責を担っていただいております理事の皆様には、地域活動の活性化に鋭意取り組んでいただいておりますこと、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

昨今の厳しい経営環境の中では、地域毎に顔の見える支部活動、情報交換会も大変重要かと存じますので、全国展開をされている企業の皆様方には各地域の責任者の方々にも、ぜひご出席いただけますようにご指導ならびにお取り計らいをいただきますようご指示をお願い申し上げます。

さて、本年度の上半期でございますが、政治的には参院選後の、ネジレ国会の中で福田新政権が発足するという大きな動きがあり、いままでの政局運営とは全く異なる手法での活動となり、これが今後の経済活動にどのような影響が出てくるか、大変憂慮されるところでございます。

当業界は、現在10数年ぶりに値上げの秋となっておりますが、この値上げの要因は全て一時的なものではなく、地球規模での構造的要因にあるものであり、企業努力も限界にきていることに起因しております。まさに量から質への転換を大きく促す潮流であると認識されます。消費者の生活防衛意識の高まりもあり、小売業からの反応は、まだら現象ではございますが、食の安全・安心さらには量の確保の観点からも価格の改定は必要であり、何より卸の収益性を安定化させ円滑な食品流通を維持するためにも、メーカー、卸が結束、協力してこの理解を求める必要があると考えております。

こうした中で、お陰さまで当協会の各事業活動は政策委員会を中心として業界の経営環境改善のため種々精力的に取り組んでいただいておりますが、本日はこうした活動報告をお聞き届きの上、ご意見を伺い、下半期に対してのご協力をお願い申し上げる次第であります。

簡単ですが、開会のご挨拶とさせていただきます。

会長挨拶のあと、事務局より来賓の紹介を行った。

来 賓 農林水産省 総合食料局流通課 商業調整官 長町 雅美 殿
係長 平野 靖幸 殿

そして来賓を代表して長町商業調整官は次の如く挨拶された。

長町商業調整官ご挨拶

農水省流通課の長町です。本日は、理事会にお招きいただき、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から農林水産行政に対しまして、ご理解とご協力を賜っております。この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、最近の食品流通を巡っては、様々な問題が生じております。

国内をみれば、食の安全・安心に関して消費者の信頼を失墜するような事案が頻発しており、消費者の信頼を回復することが喫緊の課題となっております。



理事会で挨拶される
農林水産省 長町商業調整官

このため、農林水産省では、食品企業におけるコンプライアンスの確立を図るため、「食品の信頼確保・向上対策推進本部」を設置し、トップセミナーの開催など具体的な取組みを始めております。

また、牛ミンチ事件のミートホープ社をJAS法に基づき処分出来なかったことを踏まえ、これまで規制の対象外であった業者間取引における原材料表示のあり方に関する検討会を開催し、「JAS法の品質表示の適用範囲の拡大について」として取りまとめ、公表しております。加工食品の流通業務に直接携わっておられる皆様方には、流通段階において原材料に係る情報の正確な伝達が確保されますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

一方、国際的には、アメリカのサブ・プライム問題に端を発した金融不安が払拭されない中で、行き場のなくなった投機資金が需要期を迎える原油に振り向けられ、先物価格が100ドル近くにまで高騰しております。

このため、新興国の経済発展に伴う需要の増大や異常気象等により上昇傾向にある穀物の国際相場を更に押し上げる懸念が高まっております。

このような状況の下で、国内の製造メーカー各社では出荷価格の引き上げを唱えておりますが、競争が厳しくなっている小売業界においては対応が分かれており、今後の動向が注視されます。

食品流通を巡っては大変厳しいものがありますが、国民生活に不可欠な食品については安定供給が強く求められております。今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが私の挨拶といたします。

本日は、理事会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

事務局はそのあと出欠状況を報告し、定足数を確認した。そして定款第27条により会長が議長席に就く事を告げた。

会長は議長席につき、まず、出席の理事の中から議事録署名人として津久浦慶之理事と磯野謙次理事を指名し、拍手をもって承認を得て議事に入った。

次に、本年度の総会にて新たに理事となった日本酒類販売(株) 代表取締役社長 松川隆志氏を紹介した。

第1号議案 平成19度上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件。

(含む上半期収支決算報告並びに監査報告)

議長からの指示を受け事務局は、各資料に基づき、概略次の如く報告を行った。

- ① 会員動向（入・退会リスト資料参照）
- ② 日食協ホームページ掲載情報（関連省庁・団体からの情報）
- ③ 農林水産省に対する要望書（平成20年度税制改正等の要望について）
- ④ 食料品都市内物流円滑化推進協議会の活動状況
- ⑤ 各支部総会・研修会開催
- 事業活動報告
- ⑥ 政策委員会及び食品取引改善協議会の活動状況

政策委員会委員長の交代にともなう中嶋新委員長の挨拶ならびに今後の活動に対する抱負を発表。

続いて、食品取引協議会でまとめた

- ・流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」について（案）

主旨説明が次のようになされた。

昨年、流通の構造的転換期を迎え食品流通の取引環境を抜本的に見直す契機とすべく、「機能とコストを反映した新たな価格制度」を提言した。

本年は食品流通市場の中で大きな割合を占める組織小売業が、自らのチェーンオペレーションのためだけに対応している専用センターではあるが、今日的には一定規模以上の業容で運営される専用センターは卸の汎用物流センターと並存して、経済的にも社会的にも或いは環境的にも必然性があるものと考えられる。

従って専用センター機能を正当に評価し、同時にこれに掛かる運営コストは製・配・販三層で合理的にシェアすべきものとする。まずはメーカー、卸間で専用センターの機能性を共通認識し、同時に機能対価を適切に分配する仕組みを構築するために、流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」（案）をまとめた。その内容は

- 1) 物流センターフィの定義
- 2) 物流センターフィの内容
- 3) 物流センターのコスト例
- 4) センターフィの問題点
- 5) メーカーに対する要請
- 6) 今後の対応の方向性

特に資料として、物流センター類型ごとの物流工程フローを表し、構造的に理解をしていただけるものとした。

尚、メーカーとの実務的な検討を行っている新価格体系再構築委員会においても、このレポートが検討され、メーカー側としても、センターフィ問題に関して一段と理解が深まったとの評価がなされた。

- ⑦ 改正薬事法における「登録販売者」制度に関する要望書（厚生労働省）

改正薬事法による新たな医薬品販売制度が平成21年度から施行されるに際し、食品卸売業者が様々な小売業態に対し、広範な商流、物流網を構築していることを厚生労働省に理解を得、一般医薬品取扱いに対する安全性を充分担保した上で、食品流通のインフラを活用することで安定的に医薬品の供給が可能になるとの提案。また「登録販売者」制度の運用を出来るだけ垣根の低いものとすべきとの観点より要望書としてまとめた。

- ⑧ 公益法人制度改革関連スケジュール

公益法人制度改革について、現在各種セミナーに参加、情報の収集に努めており

今後の日程のポイントとして①本年12月頃平成20年度の税制改正の方針がかたまり、そこで公益法人に対する優遇税制が明らかにされる、②来年3月頃内閣府より運用指針とガイドラインが制定予定。

これらの動きを注視して、日食協としての公益法人制度改革に対する対応方針を決定。

（今後、大きな変化があれば逐次報告予定）

○ 主要なW・G活動

⑨ 食育に関するワーキンググループ

昨年度作成した「食育と食品選択のためのハンドブック」を活用した普及・啓蒙活動を続けるとともに、(社)日本パインアップル缶詰協会柘植専務理事による“くだものと食育”というテーマで講演会活動を展開中。

⑩ 公正取引問題対応ワーキンググループ

今年度は、「小売業との新取引制度の構築にむけて」というテーマのもとに、食品卸売業にとり、ローコストオペレーションによる機能高度化にも限界がある。サプライチェーン全体としてのシステム制度を実現するうえでも、また公正取引の推進と卸売機能の正当性を主張するためにも、「小売業向けの取引制度」を卸売業の主体的立場から構築する必要があるとの問題意識に基づき検討中。

⑪ 環境問題対応ワーキンググループ

現在、A・Bの2チームに分かれて活動中。

Aチーム

- ・平成17年3月に作成した「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の冊子に行政からの「電子マニフェクト」を追加すべく作業中。
- ・食品リサイクル法の改正（本年12月）にともない、「食品リサイクル法」への対応ガイドラインの改訂版作成のため情報収集中。

Bチーム

- ・「改正省エネ法」に対応する諸問題につき取組み中。
当協会の中で、今回、改正省エネ法による特定荷主に該当した企業は11社、該当企業より定期報告書・計画書の提出を受け、協会として環境自主行動計画に基づき調査表にまとめ報告。
- ・加工食品卸売業の新環境自主行動計画の作成
平成11年に作成された「環境自主行動計画」の改訂版を検討中。
環境関連法律の改訂、地球温暖化の危機意識、あるいは廃棄物の再資源化等環境問題の状況変化を踏まえ、中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考え、あらためて「新環境自主行動計画」を作成する。

⑫ 情報システム研究会

例年実施している全国卸売酒販組合中央会・酒類加工食品データベースセンター（SKDBC）との三者共催による「情報システム研修会」を開催（10月30日）。150名の参加者を得て、今日的なシステム課題とITを用いたビジネス戦略について、4人の講師による研修会を実施。

尚、酒類加工食品データベースセンターは歴史的な使命を組織的に果たしたということで、今年の酒類加工食品データベースセンターの総会で、「組織の解散」並びに「その残余財産は情報システム研修会の費用に充当する」という決議がなされた。したがって、三者による開催は本年限りとなる。

また、研究会においては各企業のコンピュータに対する投資、コスト等について比較すべく検討中。

⑬ 物流問題研究会

- ・ 即席麺メーカーの納品実態状況調査に基づき、(社)日本即席食品工業協会に対して「物流合理化に関するお願い」を提出、意見交換を要請した。

- ・ 平成18年度新物流コスト実態調査結果

関東支部流通業務委員会にて、毎年物流コスト実態調査を実施。この調査結果は会報にも掲載、常温加工食品のケース単価及び物流コスト（別表）参照。

ケース単価は今年度も下落傾向に歯止めかからず、一方、物流コストは減少合理化傾向から一転膨張に転ずる。

今後の厳しい経営環境の中で、物流費を中心としたコスト削減努力で収益力をなんとか確保してきたが、もはや自助努力の範囲を越える状況にあり。

⑭ 平成19年度上半期収支報告

- 収入については、昨年会費の増額改定を実施、今年は2年目になり、会員各位のご理解のもとに順調に入金され、財政基盤の安定化がはかられた。

但し、期中による退会会員・事業所統合による会員会費収入の減少があり、予算を若干下回る見込み。

- 支出については、事業費、管理費ともに予定通り推移中。調査研究費については未消化見込み、教育研修事業費の未消化金額はスポットによる研修会分の減少、知識啓発事業費は会報の増刷による若干増加、管理費については、予算見込み内にて消化見込み。

- 次期繰越収支差額については、予算額に上乗せして繰越見込み

（事業活動収入計54,081,545円、事業活動支出計28,264,534円、前期繰越18,306,359円、下半期繰越44,123,370円）（資料参照）。

議長はここで監査報告を濱口吉右衛門監事に求めた。

濱口監事は去る平成19年10月15日 3人の監事にて行った監査結果を、別添資料の如く報告した。

議長はここで第1号議案についての質疑を求めたが、なかったので承認を求めたところ、拍手で承認された。

第2号議案 平成20年度収支暫定予算策定の件

議長は本件内容を事務局に求めた。事務局は平成20年度開始日より、定時総会において予算が確定するまでの間の収支について、暫定予算を策定することになっているが、理事会の議決を必要とする所から平成20年1月にこの為の臨時の理事会を開催する。

但し、案の具体的内容について事前に書面にて案内し、意見と賛否についての回示を求め、当日の理事会において可決する方式とする。また併せて執行運営委員会を開催し、出席できる理事、または出席する委員に委任し、代理出席とする事も可とする。旨を説明した。

議長はこれについて「前年度の例に倣った方式であるが」と断り、承認を求めたが、異議なく承認された。

第3号議案 その他

議長は出席者からの問題提起を募ったが無かったので、事務局に有無を訊ねた。

事務局は連絡事項として

- ① 平成20年4月24日開催予定の理事会
- ② 平成20年5月27日開催予定の理事会・総会の確認

をお願いした。

議長は本日の議事はすべて終了致しました。いろいろとご協力いただきまして有難うございました。これで理事会を閉会致します。

と結んで閉会の挨拶とした。13時15分であった。

以 上

事業活動

政策委員会兼食品取引改善協議会開催

－11月15日－

平成19年11月15日（木）午前10時30分より精養軒日本橋店会議室にて政策委員会兼食品取引改善協議会を開催した。議案内容は、①11月9日開催された理事会の内容についての報告 ②賛助会員幹事店会の運営について ③「食品取引改善協議会」の今後の活動の方向性について④その他であった。

第5回 賛助会員幹事店会開催

－11月15日－



開会挨拶する中嶋政策委員長

平成19年11月15日（木）12時より精養軒日本橋店に於いて、第5回目の賛助会員幹事店会が開催された。当日は昼食後、当協会の政策委員長 中嶋 隆夫氏（(株)菱食）と賛助会員幹事店を代表して横山 敬一氏（味の素(株)）からご挨拶をいただいた後、事務局の進行で議事に入り、(1)11月9日に開催された理事会報告 ①会員の動向 ②平成19年度上半期事業活動報告 (2)意見交換テーマ ①流通業のロジス

テイクス「センター機能とコスト」について
 ②メーカー各位より市場対応策の現状について
 ③小売業からの労務提供に関する対応について
 意見交換を行い14時30分に閉会となった。



賛助会員幹事店から代表挨拶される横山敬一氏

第5回 賛助会員幹事店会ご出席者名簿

平成19年11月15日

社団法人日本加工食品卸協会
 (会社名：50音順)

社 名	役 職	氏 名
味の素(株)	取締役常務執行役員	横 山 敬 一 殿
カルピス(株)	営業統括部長	熊 本 芳 晃 殿
カゴメ(株)	営業推進部長	宮 地 雅 典 殿
キッコーマン(株)	常務執行役員ナショナルセールスマネージャー	佐 藤 幸 男 殿
キューピー(株)	執行役員家庭用営業本部長	好 村 博 殿
日清フーズ(株)	取締役営業本部長	岩 崎 浩 一 殿
日清オイリオグループ(株)	執行役員家庭用事業部長	吉 田 禎 之 殿
ネスレ日本(株)	流通営業部部長	浅 田 忠 殿
ハウス食品(株)	取締役上席執行役員営業本部長	井 上 始 殿
(株)桃屋	営業企画室室長	菅 原 通 之 殿

賛助会員幹事店会 日食協 出席者名簿

平成19年11月15日

社団法人 日本加工食品卸協会
 (敬称略)

日食協役職	会 社 名	役 職	氏 名
政策(委) 委員長	(株)菱食	取締役常務執行役員	中 嶋 隆 夫
〃 副委員長	伊藤忠食品(株)	専務執行役員東日本営業本部長	大 野 志 郎
〃 副委員長	国分(株)	代表取締役副社長	成 田 健
〃 委 員	(株)日本アクセス	取締役副社長営業管掌	細 川 晃 一
〃 委 員	明治屋商事(株)	取締役専務執行役員	菱 田 州 男
執行運営(委) 委 員	(株)サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小 林 由 朗
〃 委 員	三井食品(株)	執行役員営業統括本部長	葉 梨 卓 淑
〃 委 員	加藤産業(株)	取締役広域流通部長	破 魔 重 美
執行運営(委) 委員長	日食協	専務理事	奥 山 則 康
事務局	〃	事業部長	林 孝

蜜柑缶詰国産品の市場基盤を固める

－商品開発研究会－

10月11日（木）15時30分より、日食協会議室において日本蜜柑缶詰工業会の幹部7名をお招きして、缶詰オーナー会委員との情報交換会を行った。

商品開発研究会の座長 清水昌樹氏（国分(株)）の司会進行により始まり、最初に日本蜜柑缶詰工業組合 理事長 上野幸雄氏（日興食品(株)）からご挨拶と動向について概略次のようなお話をいただいた。

「平成18年度は、当初ホール品製造目標を前年並みの5/4換算70万箱と設定したが、裏作年に加え、主産地の九州地区を中心に台風や集中豪雨の被害が尾を引き、深刻な原料不足と歩留まり悪化に直面し、12月段階で予想した60万箱を年明け40万箱台見通しに修正するなど史上最低の生産量となった。しかも、空缶・砂糖・燃料等の原材料費がアップして、大手ブランド各社は販売条件の圧縮や価格の改定を実施した。中国品も現地のオフアー価格の引き上げや、元高により値上げに動いた。

こうした背景を踏まえて新物シーズン入りする19年度は、同じ表作年の17年度並まで生産量を巻き返せるかが大きなポイントになる。18年度のような原料調達面での混乱は考えられない。

さらに中国品は残留農薬問題でのイメージダウンから末端の売れ行きが鈍化しているので、国産品の灯を消さない、国産品の市場基盤を固めるためにも新物70万箱以上を確保する事はミカン缶詰業界全体の至上命題である。」

ついで同事務局長 川手浩司氏より、データ資料に基づき製造、原料、在庫状況、輸入動向について説明がなされた。

その後会員商社から中国産の現地状況について報告があり、①製造全体としては例年同様の水準での生産量が見込まれる。②EU向けの中国産の特別枠が撤廃されるので、この影響がどうなるか。③人民元の切り上げによる影響から10%程度のコスト上昇は見込まれる。これらの情報を受けて、ミカン缶詰に関する製造者側と販売者側から率直な意見が出され有意義な会となった。



商品開発研究会 会場

1. 平成18年度みかん缶詰（全顆粒）ホール品製造状況

平成18年度みかん缶詰(全果粒)ホール品製造状況

	仙 台	清 水	神 戸	福 岡	実函計	換算計
1／06	5,032	25,338	42,012	52,808	125,190	156,488
2／24	2,229	303	20,854	14,832	38,218	51,975
M3／24	2,567	-	7,081	39,595	49,243	28,068
4／24	9,010	-	19,013	233,450	261,473	190,876
5／24	15,318	21,098	24,081	84,575	145,071	72,537
5／48	-	-	1,059	-	1,059	1,059
その他	-	0	26,422	3,093	29,515	10,663
実函計	34,156	46,739	140,521	428,353	649,768	
換算計	25,020	42,634	120,082	323,930		
1 7 年 度	30,733	70,009	160,088	485,502		746,332
1 6 年 度	35,087	45,550	127,001	347,636		555,274
1 5 年 度	29,188	97,661	165,451	614,589		906,889

製造者数

仙台 1社 清水 1社神戸 4社 福岡 8社9工場(員外者1社)
計14社15工場

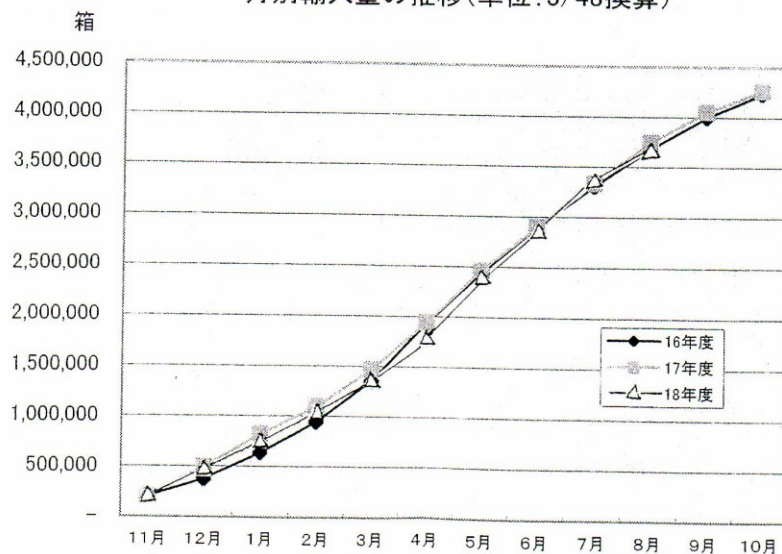
2. みかん缶詰輸入動向

平成19年8月の財務省通関統計によるとミカン缶詰の輸入数量は、303千函(前年対比73.1%)となっている。

平成18年度輸入数量(単位:5/48換算)

年 月	中 国 函 数	スペイン 函 数	合 計	前年同時期		合 計
				中 国	ス ペ イ ン	
18/11	208,092	4,340	212,432	203,470	1,296	204,766
12	258,295	5,951	264,246	281,165	8,234	289,399
19/ 1	279,377	1,527	280,904	324,234	1,390	325,624
2	289,628	2,756	292,384	275,504	268	275,772
3	309,174	2,664	311,838	359,549	11,370	370,919
4	429,396	1,093	430,489	464,580	9,841	474,421
5	595,036	1,168	596,204	517,133	4,176	521,309
6	457,202	8,110	465,312	469,451	11,883	481,334
7	509,293	5,409	514,702	385,683	2,291	387,974
8	298,230	4,405	302,635	412,886	1,162	414,048
9			-	304,232	3,801	308,033
10			-	201,285	7,109	208,394
累 計	3,633,723	37,423	3,671,146	4,199,172	62,821	4,261,993
前年対比 %	98.4%	72.1%	98.0%			

月別輸入量の推移(単位:5/48換算)



3. みかん缶詰の国内供給量の推移

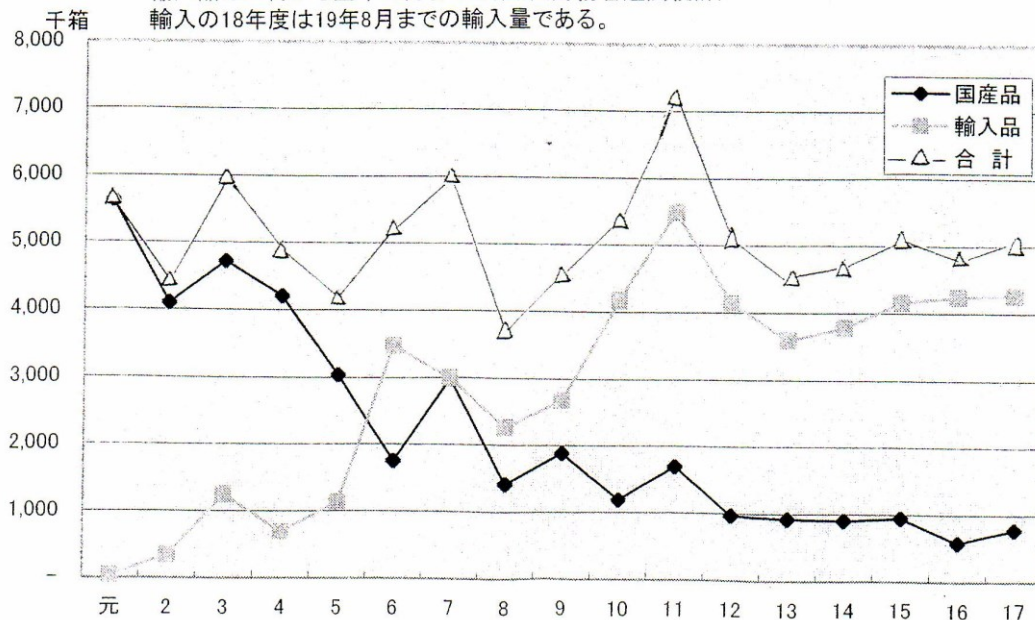
単位:5号缶×48缶

年度	供 給 量			供給比率	
	国産品	輸入品	計	国産品	輸入品
	千箱	千箱	千箱	%	%
平成 1	5,632	38	5,670	99.3	0.7
2	4,093	332	4,425	92.5	7.5
3	4,715	1,240	5,955	79.2	20.8
4	4,200	689	4,889	85.9	14.1
5	3,040	1,128	4,168	72.9	27.1
6	1,755	3,474	5,229	33.6	66.4
7	2,984	2,994	5,978	50.0	50.0
8	1,415	2,264	3,679	38.5	61.5
9	1,885	2,679	4,564	41.3	58.7
10	1,184	4,168	5,352	22.1	77.9
11	1,692	5,498	7,190	23.5	76.5
12	967	4,128	5,095	19.0	81.0
13	923	3,592	4,515	20.4	79.6
14	900	3,781	4,681	19.2	80.8
15	943	4,156	5,099	18.5	81.5
16	580	4,235	4,815	12.0	88.0
17	773	4,262	5,035	15.4	84.6
18	530	3,671			

注) 数量中にはホール品、ブローケン品等を含む。

輸入品は11月から翌年10月までの累計(財務省通関統計)

輸入の18年度は19年8月までの輸入量である。



4. みかん缶詰の在庫量（H. 18年7月末調査）

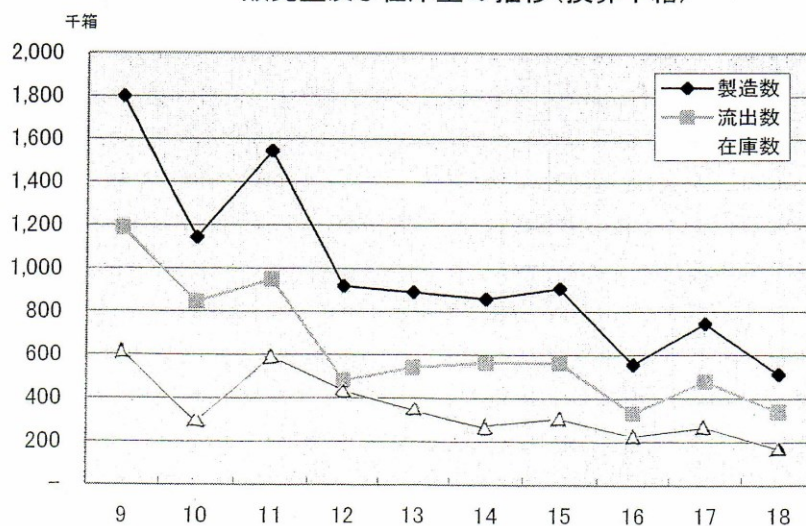
国産品の消化状況並びに在庫数

過去10年間の製造並びに在庫状況から推定した消化状況は(7月末)は次の通り。

年度	製造数	流出数	在庫数	流出率	在庫率
	千箱	千箱	千箱	%	%
9	1,798	1,187	610	66.0	33.9
10	1,141	845	296	74.1	25.9
11	1,543	949	594	61.5	38.5
12	917	480	438	52.3	47.8
13	889	541	348	60.9	39.1
14	859	564	295	65.7	34.3
15	907	562	345	62.0	38.0
16	555	331	224	59.6	40.4
17	746	479	267	64.2	35.8
18	512	340	172	66.4	33.6

平成18年産みかん缶詰の在庫率33.6%は、過去10カ年のうち、下から第2番目を位置しており、在庫量としては少ないポジションとなっている。

販売量及び在庫量の推移(換算千箱)



卸売業は21世紀型にパラダイム転換

－情報システム研修会－

平成19年10月30日（火）14時より東京日暮里のホテルラングウッドにおいて平成19年度の情報システム研修会が開催された。

この研修会は、弊協会と全国卸売酒販組合中央会と酒類・加工食品データベースセンターの三者共催で例年実施されてきたが酒類・加工食品データベースセンターが定時総会で解散を決めているため三者共催の開催は今回が最後となった。この研修会にできる限りたくさんの会員企業の方に参加いただけるよう昨年から参加費を無料にして開催したが、今年も150名を超える参加者があり大変盛況の研修会となった。

冒頭、主催者を代表して(社)日本加工食品卸協会 情報システム研究会 座長 稲垣登志男氏((株)菱食)が、次のように挨拶を述べた。

「昨今の加工食品を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。特に、卸売業は、小



挨拶する情報システム研究会 座長 稲垣登志男氏

売業様のオーバーストアと過当競争から、センターフィ、情報処理料等色々な費用の依頼があり、売上総利益の低下が著しい。また、昨今の原油高騰の影響から、メーカーさんの値上げがされているが、小売業様までなかなか浸透できず、卸売業はますます赤字取引の増大から利益の低下にさいなまされている。このままではメーカー様の商品を運ぶだけの20世紀型の卸売業は衰退するのみである。そこで、卸売業は21世紀型にパラダイム転換をしなくてはならなくなってきた。経営・運用コストを下げ、その費用を元に、新しい夢のビジネスモデルを構築する必要がある、経営・運用コスト削減には標準化が必要であり、夢を入れた新しいビジネス構築には進化したIT技術は欠かせない。」

その意味で本日の研修会のテーマは「**経営コスト削減のキーである標準化推進**」「**ITを活用した新しい夢のビジネスモデル構築**」と、時流にマッチした内容となっている。皆さん最後まで、ご拝聴いただければ、けっして損はさせません。静聴の程、よろしくお願いします。」

続いて、奥山専務理事が、「日食協の事業活動報告」として流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」について報告した。

以下、研修会内容を要約掲載する。



情報システム研修会 会場

支部活動

東北支部経営実務研修会開催

－10月26日－

平成19年10月26日（金）東北支部主催の経営実務研修会がホテル仙台プラザにおいて開催された。当日は、14時30分に集合して会員の自己紹介を交えて支部活動に対する意見交換会を行い、続いて15時30分からは賛助会員も合流して経営実務研修会が行われた。降旗 進氏（東北国分(株)）の司会進行により、最初に、東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が挨拶し、賛助会員に対し平素の謝辞を述べた。次に、奥山専務理事が日食協の食品取引改善協議会がまとめた流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」について説明した。この後、本日の講師である(社)日本パインアップル協会 専務理事 柘植茂晃氏をお招きして「くだもの



講演する柘植茂晃氏

と食育」という演題で講演会が行われた。食生活指針をまとめた食事バランスに関することやくだものに対する日本人と西洋人の基本的違いやくだものの故事来歴など食育にふさわしい盛り沢山の内容で予定時間を上回る熱っぽい講演ぶりであった。終了後、情報交換・懇親会に移り、開会の挨拶を横尾幸雄氏（山形丸魚(株)）が述べ、中締めを水谷 啓人氏（(株)ミツカン）が行って閉会となった。

北陸支部経営実務研修会開催

－11月13日－

平成19年11月13日（火）北陸支部主催の経営実務研修会がホテル日航金沢にて開催された。当日は12時に集合して昼食後、会員相互の自己紹介を交えた懇談会を行い、13時からは賛助会員も合流して研修会を行った。最初に、北陸支部長の桑島敏彰氏（カナカン(株)）が司会進行を兼ねてご挨拶し、賛助会員に対し平素の日食協活動に対するご支援の謝辞と本日の講演者のご紹介を述べられた。この後、奥山専務理事が上半期の「日食



挨拶する桑島支部長

協の事業活動報告」行い、続いてABO事務所／元気塾 代表 疋田文明氏をお招きして「元気な会社の元気な経営」と題する講演会が行われた。

講演内容の骨子を以下に掲載する。

元気な会社の元気な経営

1. 絶え間ない提案で勝ち残る！
2. 接客力（営業力）の復権！
3. 思考する経営！
4. 学習⇔思考⇔行動のサイクルが元気印の企業をつくる！
5. 人を活かし、組織で機能する！
6. 前例否定が元気印企業への道！
7. 情報技術が会社を変える！



挨拶する疋田文明氏



元気な会社の元気な経営を徹底した取材に基づく豊富な具体的事例とバイタリテイ溢れる判り易い話し方で、厳しい環境にある当業界に“元気印”を伝導、伝授されました。

北陸支部 研修会場

関東支部経営実務研修会開催

—11月20日—

11月20日（火）関東支部の経営実務研修会がホテルラングウッドにて開催され、会員及び賛助会員100名が参加した。研修会開催にあたり、主催者を代表して関東支部長の吉野芳夫氏が（株）日本アクセスに挨拶された。

「ただいまご紹介いただきました日本アクセスの吉野でございます。関東支部の支部長を仰せつかっております。一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、当協会の会員の皆様



挨拶される吉野関東部長

また、特に日頃なにかとご支援ご指導を頂いております賛助会員の皆様多数、ご出席を賜っておりまして心から御礼を申し上げます。

ご案内のように、「小売業のロジスティクス戦略とセンターフィ問題」について講演を頂くことになっております。本件は正に時機をえた問題だと考えております。我々日食協の会員並びに賛助会員の皆様方にとりましても大変大きな問題であり、特にセンターフィ問題は大きな問題になっており、講演を聴きまして、お互いがこの問題に対して深い理解をし、勉強をするという機会になればと思っております。

申し上げるまでもなく、現在食品流通をとりまく環境は大変厳しいことはいうまでもありませんが、昨今、あらゆるコストが上がり、商品の値上げという事が大きな課題となっております。また一方、小売業の皆様からは、個々の商品について、一部ではありますが、「値上げは反対」「価格凍結」というような動きも出ております。

当然のことながら、そのはざ間にある卸としましては、厳しい環境に置かれており、でもこれをなんとか、お互いの理解と協力によって乗り越えていかなければならないという課題が、私どもの目の前に横たわっているものと理解をしております。

「商品の正しい価値」での販売ということが出来ないのであろうか、「流通の正常化」については、お互いが認めてそれを目指してゆくということが、とても重要ではないかと感じておりますし、皆様方も異論のないところではと思っております。

特にセンターフィ問題は今に始まったことではないのですが、最近大きくクローズアップされてきているわけであります。大手小売業あるいは中小の小売業を含めまして80%強がセンターを使いながら、商品を流通させているのが実態であり、かなりの部分がセンターフィ問題に関係していると言わざるを得ない状況にあります。

自分の会社のことで恐縮であります。私ども、いま9月の半期の決算時期であります。その内容をみるかぎり、率直に申し上げましてセンターフィがなんと223億円という金額になっております。昨年は160億円、半期ベースでございますが、これだけみますと実に前年対比では35%オーバーしている状況にあります。

これは当社の特殊事情もありますが、今年4月に西野商事さんと合併して売上そのものが増えたということもありますが、それにしてもです。私ども上期の売上高が6900億円の売上に対して、223億というセンターフィが外に出ているのです。これは3.2%ぐらいだと思いますが、これぐらいの費用が出ているということですね。これは半期ですから、年間にするとほぼ倍になる計算で、450億円と巨大な額になる。



関東支部経営実務研修会 会場

これが、わたしどもの得意先との仕組みの中でどうしても払わなければならないことになっているわけでありまして、こういったことを考えますと、これが本当の流通コストなのかという問題まで含めまして考えますと、この問題は、よく言われるようにメーカーさん、小売業さん、当然卸、この「製・配・販の三層」の中で、この問題をどう認識し、どう理解していくかということが、大変重要な課題になってくる。

そういう中で、あるべき流通の姿ということ、正しい商品価値、それに付随する必要コストとをベースとして、「あるべき卸売価格」はいくらか、こういうことを検討してゆく必要があるのではないかと思います。

それに加えて、もうすでに始まっておりますが、来年度はまさにメーカーにおかれまして、あらゆる原材料が上がり、原油問題も含めましてコストが上昇してきているわけですから、やはりこの期にきちっとした「正しい商品価値での流通を行う」、値上げということではなくて、正しい商品価値での流通を目指していくことが必要なものであり、これは卸、メーカー、小売の三層が同じテーブルで、理解し合って、どうするかという方向性を出していかないと、解決していかないのではと思っております。これからの食品流通業界にとって、値上げ問題もあるのですが、同時にセンターフィ問題も何処かで解決していくことが必要と思っております。

これからの正しいあるべき流通ということについて、研修会を有効にさせていただけたと思います。皆さんの知恵をしばって三層がいい状態になるようにできればなと強く思っております。

また、この厳しいなかに、卸は卸でメーカー様にどれだけ貢献できるか、あるいは、小売業様からどれだけ評価を頂けるか、これからの課題としていく必要があるものと考えます。

誠に簡単であります。研究会開催のご挨拶とさせていただきます。」



講演する臼井秀彰氏

続いて、奥山専務理事が日食協の事業活動報告として**流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」**について説明した。特にポイントとしては、「物流センターフィの高低は、個々の条件があり一律の基準は存在しないと考えるべきではあるが、あえて本日講師をお願いしている、流通マーケティング研究所の臼井秀彰先生の著書から引用して、設定条件を明確にしたコスト例を掲載した。これはプロフィットセンター化したようなセンタ

ーフィに対する警鐘と牽制を持たせる意味からも紹介した。また今回の値上げを早期に浸透させることが重要な課題。その中で建値と実勢価格の乖離を是正し、新しい価格制度を構築したい。とりわけセンターフィのコストは三層で合理的に決めるべきだ。」と強調した。

引き続き、**流通マーケティング研究所 代表 臼井秀彰氏**が「**小売業のロジスティクス戦略とセンターフィ問題**」と題して講演し、卸経営の圧迫要因であるセンターフィについて、料率や算出方法などについて具体的な数値を上げて説明した。

平成18年度新物流コスト実態調査

(平成18年4月～平成19年3月)

(社団法人日本加工食品卸協会関東支部流通業務委員会)

平成18年度を対象とする物流コストについて、9月に関東支部流通業務委員会企業13社から回収した新物流コスト実態調査表を集計し、分析を行った。担当は、金井真吾氏（国分（株））。昨年からの「新物流コスト実態調査結果」は、公表しており、調査内容の精度を維持し、継続して比較検討できるよう委員企業には慎重且つ正確な対応を求めた。提出されたアンケート内容から常温加工食品について物流コストを抽出、集計して分析とした。

＊ケース単価は、今年度も平成13年度から続く下落傾向に歯止めがかからず、ついに2,500円台を割り込み、前年から101円減少した2,407円となる。

下落率も前年から0.5%拡大し、加工食品におけるデフレ基調は依然出口の見えない厳しい状況が続いている。

＊物流コストは、従来の減少合理化傾向から一転して上昇に転じ、前年から2.60円コストアップした135.14円となる。ケース単価当たりの物流コスト比率は、ケース単価の減少もあって前年から0.33%上昇した5.61%となった。特に、物流業務人件費が主体の流通加工費が、雇用環境の変化から4.91円上昇し物流コスト上昇の主因となる。この他にセンターフィの増加圧力という要因もあり（この物流コスト以外に物流関連費用としてセンターフィの項目があるが、各企業で処理科目が異なり調査結果から除外している）卸の経営力に大きな打撃となる。

厳しい経営環境の中で、物流費を中心としたコストの削減努力で収益力を何とか確保してきたが、もはや自助努力の範囲を超えるような深刻な状況と認識する。

常温加工食品のケース単価及び物流コスト

物流コスト	平成18年度		平成17年度		平成16年度		18／17		17／16	
	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	増減額	増減率	増減額	増減率
ケース単価(円)	2,407		2,508		2,534		-101.00	-4.20	-26.00	-1.04
データ処理費	12.58	0.52	11.33	0.45	15.40	0.61	1.25	0.07	-4.07	-0.16
設備費	22.33	0.93	22.40	0.89	23.34	0.92	-0.07	0.04	-0.94	-0.03
流通加工費	38.98	1.62	34.07	1.36	42.23	1.67	4.91	0.26	-8.16	-0.31
配送費	61.25	2.54	64.74	2.58	65.20	2.57	-3.49	-0.04	-0.46	0.01
合計	135.14	5.61	132.54	5.28	146.17	5.77	2.60	0.33	-13.63	-0.49

関連省庁・団体からのお知らせ

小売業者が行う食品表示の適正化の推進について

19総合第1240号

平成19年11月2日

(社) 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛 殿

農林水産省総合食料局流通課長

小売業者が行う食品表示の適正化の推進について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃より食品の円滑かつ効率的な流通の確保について、特段の御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今、食品産業において、偽装表示や賞味期限の改ざん等多くの不祥事が発生しており、食品産業全体に対する消費者の信頼を損ないかねない状況にあります。

こうした中で、先般、公正取引委員会が、株式会社山形屋が行った以下の行為に対し、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するおそれがあるものとして、平成19年10月30日付けで警告を行ったところであります。

(株式会社山形屋が行った行為の概要)

- (1) 鶏肉加工食品を詰め合わせた「地鶏炭火焼と冷や汁セット」及び「地鶏炭火焼セット」の2商品を一般消費者に通信販売するに当たり、インターネット上の自社ウェブサイト及び電子商店街の自社店舗において、次のとおり、一般消費者に誤認される疑いがある表示を行っていた。
- (2) 「地鶏炭火焼と冷や汁セット」については、平成19年3月頃から同年8月頃まで、同セットと記載した上で、「地鶏炭火焼：宮崎鶏を手焼で丹念に焼きあげ、食べきりサイズに詰めました。」と記載することにより、あたかも地鶏肉を用いているかのような表示を行っていた。
- (3) 「地鶏炭火焼セット」については、平成19年3月頃から同年6月頃まで、「地鶏炭火焼：宮崎鶏を手焼で丹念に焼きあげ、食べきりサイズに詰めました。」と記載することにより、あたかも地鶏肉を用いているかのような表示を行っていた。

これまでも、食品小売業界においても関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動の徹底がなされるようお願いしているところではありますが、消費者の信用をさらに失墜するおそれのある、今回のような行為が発生したことは、誠に遺憾であります。

インターネットの普及等により、食品の販売方法も広がりを見せておりますが、食品流通に携わる貴会におかれましては、景品表示法等関係法令に違反する販売が行われることがないよう、同法等関係法令の一層の周知・遵守の徹底を図られるとともに、食品流通に係る適正な取引・販売がなされるよう、傘下会員に対する指導方お願い致します。

JAS法の品質表示の適用範囲を業者間取引に拡大することの周知について

事務連絡
平成19年11月16日

(社) 日本加工食品卸協会 御中

農林水産省
総合食料局流通課
消費・安全局表示・規格課

JAS法の品質表示の適用範囲を業者間取引に拡大することの周知について

日頃から、農林水産行政に対しましてご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）におきましては、消費者の選択に資するため、加工食品の製造業者等が守るべき品質表示基準（加工食品品質表示基準）を定めています。この基準においては、最終製品の製造業者等に表示義務を課せば正確な表示がなされるとの考え方から、業者間の取引は表示義務の対象としていませんでした。

しかしながら、先般、加工食品の表示義務の対象となっていない原材料供給者が不正な行為を行ったことにより、多くの最終製品の不適切な表示を招き、食品表示に対する消費者の信頼が大きく揺らいだところです。

このため、本年7月に有識者からなる「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」を設置し、去る10月31日に開催された第6回検討会において、消費者の表示に対する信頼の向上を図るため、加工食品の業者間取引においても品質表示基準の対象とすることが適当との報告（以下「検討会報告」という。）がとりまとめられたところです。

この検討会報告を受け、今後、農林水産省としましては、

- ① 検討会報告について、11月中に、業界関係者へのご説明とご意見の聴取
 - ② 12月4日に第7回検討会を開催し、加工食品品質表示基準等の改正案（以下「改正基準案」という。）を審議し、その後、改正基準案について、業界関係者へのご説明とご意見の聴取
- 等を行い、改正基準の来年4月施行に向けた取組を進めることとしています。

つきましては、貴会におかれましては、下記によりお取り計らいいただきますようお願いいたします。

食品の表示のあり方検討会委員

- 大木美智子 消費科学連合会 会長
- ◎ 沖 谷 明 紘 日本獣医生命科学大学 名誉教授
- 五 味 祐 子 国広総合法律事務所 弁護士
- 土 屋 恒 次 (社)日本食肉加工協会 専務理事
- 土谷美津子 イオン(株) 執行役グループお客さま担当
- 天 明 英 之 味の素(株) コーポレート品質保証部 部長
- 中 村 靖 彦 東京農業大学 客員教授
- 滑川恵理子 (株)サンケイリビング新聞社 編集企画部長
- 新 山 陽 子 京都大学大学院 教授
- 山 根 香 織 主婦連合会 副会長
- 横 田 昇 国分(株) 開発商品部品質管理センター課長
- (五十音順、敬称略)
- ◎：座長 ○：座長代理

JAS法の品質表示の適用範囲の拡大について

平成19年11月 農林水産省

品質表示基準の目的

JAS法の品質表示基準は「一般消費者の選択に資するため」に「飲食料品の品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。」とされている。

具体的な基準は農林水産省告示で公表されている。(品質表示基準)

JAS法(抜粋)

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第19条の13 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

品質表示基準

・横断的な基準

生鮮食品品質表示基準
加工食品品質表示基準
遺伝子に関する表示の基準

・個別品目の基準

玄米及び精米品質表示基準
調理冷凍食品品質表示基準
しょうゆ品質表示基準
果実飲料品質表示基準
他
(計:54品目)

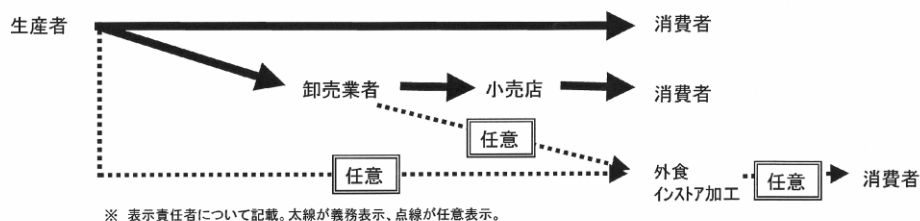
1

JAS法に基づく品質表示基準の表示義務について(生鮮食品)

生鮮食品については、生鮮食品品質表示基準に基づき、小売販売業者以外の販売業者にあっても、「名称」と「原産地」を表示する必要がある。その際の表示方法については、容器包装への表示以外に、送り状、納品書等により情報を伝達することが可能である。

生鮮食品

義務表示の項目: 名称、原産地、(内容量)、(販売業者名及び住所)



- 業者間取引
- 外食等における表示

一部義務
義務対象外

2

JAS法に基づく品質表示基準の表示義務について(遺伝子組換え食品)

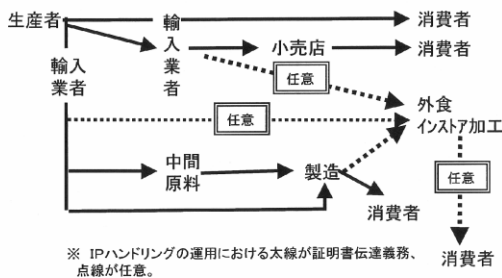
生鮮食品及び加工食品に適用される「遺伝子に関する表示の基準」においても、生産者、輸入業者、中間原料販売業者を含め全ての取引を表示義務の対象としている。

遺伝子組換え食品表示

義務表示の項目：遺伝子組換え
遺伝子組換えのものを不分別
任意表示の項目：遺伝子組換えでない(※)

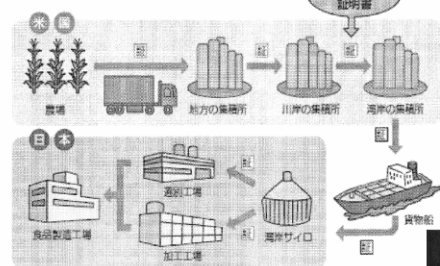
※ IPハンドリング(分別生産流通管理)が行われた非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示ができる。

【「遺伝子組換えでない」旨を任意表示する場合】



IPハンドリング(分別生産流通管理)とは?

IP (Identity Preserved) ハンドリングとは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていることをいいます。

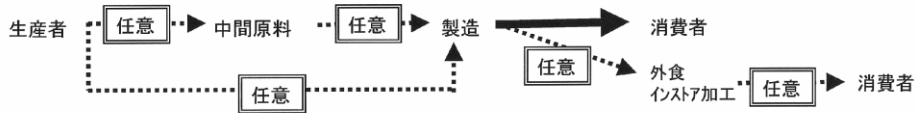


JAS法に基づく品質表示基準の表示義務について(加工食品)

加工食品については、製造業者等が原材料の調達から商品の出荷に至るまでの一連の製造工程を管理していることから、製造業者等に表示義務を課せば正確な表示ができるという考え方から、原料供給者間の取引を表示義務の対象としてこなかったものである。

加工食品

義務表示の項目：名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名及び住所、(原料原産地名)、(原産国名)



- 業者間取引
- 外食等における表示

義務対象外
義務対象外

○ 加工食品の原料原産地表示

生鮮食品に近い加工食品20食品群について原料の原産地表示を義務付けている。

平成13年
梅干し
らっきょう漬け

平成15年
8品目
あじ・さばの干物
塩蔵わかめ 等

平成18年10月～
20食品群に拡大

生鮮食品に近い加工食品20品目

(20食品群選定の際の要件)

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

①の要件については、具体的には、

- ・ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
 - ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化（価格等を含む）がされていること
 - ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること
- 等の要素を総合的に勘案する必要がある。

※「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書
食品の表示に関する共同会議（平成15年8月6日）より

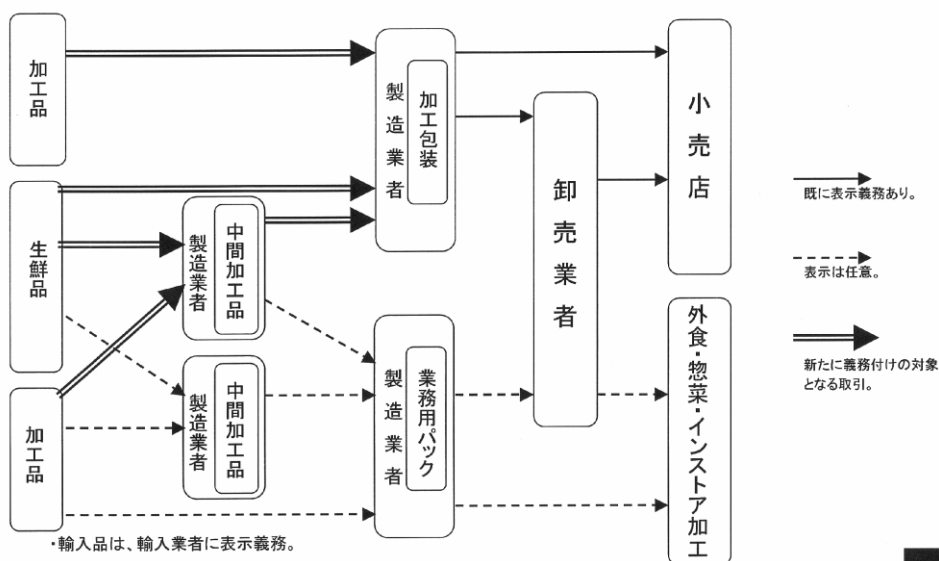
1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
8. こんにゃく
9. 調味した食肉
10. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
11. 表面をあぶった食肉
12. フライ種として衣を付けた食肉
13. 合挽肉その他異種混合した食肉
14. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
15. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
16. 調味した魚介類及び海藻類
17. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
18. 表面をあぶった魚介類
19. フライ種として衣を付けた魚介類
20. 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

※緑茶飲料及びあげ落花生については、平成19年10月の改正で追加されたもの。（2年の移行期間がある。）

5

加工食品の主要な流通ルート（義務付け対象イメージ）

加工食品の原料について、生鮮食品と同様、原料供給者間の取引について表示義務を課すこととする。



6

表示項目と表示媒体

業者間取引における「原材料名」の表示については、取引の実態を踏まえ、包装、送り状等において発送、納入された製品がどの規格書に基づくのか照合できる場合に、規格書等への記載をもって必要事項の表示と見なすこととする。

表示項目	業者間取引	最終小売商品
名称	容器・包装(※1)	容器・包装
原材料名	①容器・包装、②送り状等、 ③容器・包装＋規格書又は送り状等＋規格書(※2)	容器・包装
内容量	容器・包装(※3)	容器・包装
賞味期限 (消費期限)	容器・包装(※1)	容器・包装
保存方法	容器・包装(※1)	容器・包装
製造業者等の氏名等	容器・包装(※1)	容器・包装

※1は食品衛生法で、※3は計量法で容器・包装への表示が義務付けられている。(一部例外あり。)

※2は、容器・包装又は送り状等であって、発送、納入された製品がどの規格書に基づくのか照合が可能なもの。

(注)タンクローリー、通い容器等で流通するものについては、全ての表示事項について、送り状等への表示を認める。

7

JAS法の品質表示基準違反に対する罰則について

- ①JAS法の品質表示基準に違反があった場合は、「表示の是正の指示・公表」、「指示に従うよう命令・公表」の手順を踏んだ上で、「懲役又は罰金」が科されることとされている。
- ②農林水産省等の職員が、直接的に表示の改善を指導する手法は、問題のある表示の迅速な適正化を図るとの観点からは、効果的・効率的。

品質表示基準違反の場合の 立入検査から罰則までの流れ

立入検査(又は任意調査)

指示・公表

是正の指示
業者名の公表

農林水産省(全国業者)
地方農政局(ブロック域業者)
都道府県(都道府県域業者)

指示に従わなければ

命令

指示に従うよう
命令・公表

農林水産省(大臣)

命令に従わなければ

罰則

個人:1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
法人:1億円以下の罰金

直罰を導入していない理由

- ① 品質表示基準は、人体に直接危害を与えるおそれのある事項を定めるものではなく、広汎な対象・事項について詳細に定められた規制内容に抵触した場合に、直ちに罰則を課することは法制上適当でない判断されたこと
- ② 「一般消費者の選択に資する」という目的に照らせば、違反について、公表によって一般消費者に知らせることも商品選択の手がかりを与える有効な手段であること
- ③ 表示を迅速に是正するという観点からみて、罰則適用のために必要とされる告発、立件等の手続きを経るよりは、直接的に是正を指示する方が、効果的かつ効率的であること

等

直罰:規程を遵守しないものに対して、行政による改善命令などを経ることなく、直ちに罰則をかけること。

8

他法令との関係

食品の表示に関連する他法令をみても、直罰規定があるものは、食品衛生法と不正競争防止法(事業者間の公正な競争を担保するための一般法)のみである。

その他の法令は、JAS法と同様、指示(勧告)→命令→罰則という仕組みとなっている。

1 直罰規定のないもの

法律名	目的	性格	表示の内容	違反に対するペナルティー	罰則内容
JAS法	一般消費者の経済的利益の保護	義務	生鮮食品・名称、原産地 加工食品・名称、原材料名、賞味期限等	指示→命令→罰則	1年以下又は100万円以下の罰金
中・小・小中法	牛海綿状脳症のまん延の防止	義務	個体識別番号	勧告→命令→罰則	30万円以下の罰金
酒税の徴収及び酒類業組合等に関する法律	酒税の確保、酒類の取引の安定	義務	酒類の製造、品質等	指示→命令→罰則	50万円以下の罰金
計量法	経済発展、文化の向上	義務	特定物の数量 (計量法では、政令で定める商品の販売者が、その特定物数量(特定商品の重量)を法定計量単位をもって販売する際に、政令で定める誤差を超えて販売してはならないとしている。)	勧告(公表)→命令→罰則	50万円以下の罰金
健康増進法	国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るため。	任意	・食品の栄養成分の量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法等	(栄養表示基準に従わない場合) ・勧告のみ (誤表示の場合) ・勧告→命令→罰則	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
不当表示及び不当表示防止法	公正な競争の確保		優良商標表示、有利商標表示を禁止	排除命令→確定審決→罰則	2年以下の懲役又は300万円以下の罰金

2 直罰規定のあるもの

法律名	目的	性格	表示の内容	違反に対するペナルティー	罰則内容
食品衛生法	衛生上の危害の防止	義務	名称、添加物、品質保持期限等	罰則	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
法律名	目的	性格	禁止される行為	違反に対するペナルティー	罰則内容
不正競争防止法	事業者間の公正な競争の確保		・事業者間の公正な競争に不正な競争を与えるもの(誤認惹起行為(原産地名の不正使用を含む。)、企業秘密の漏洩など) →不正競争の防止は、企業秘密の保護に関する(り)多岐に及び、違反行為は、不正競争防止法が制定された経緯がある。	違反行為→罰則	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

法律名	目的	性格	表示の内容	違反に対するペナルティー	罰則内容
(参考) 家庭用品品質表示法	一般消費者の利益の保護	義務	成分、性能、用途、取扱い上の注意など	指示→公表 命令(特に必要がある場合)→罰則	20万円以下の罰金

9

警察との連携

農林水産省及び都道府県は、日頃から、不正競争防止法違反を取り締まる警察との連携に努めている。

農林水産省等と警察が連携した最近の例

農林水産省等と警察との連携体制

食品表示110番対応マニュアル(抜粋)
消費・安全局 表示・規格課

IV 関係機関との連携

第2 警察との連携

警察からの情報照会等があった場合は、これに協力するとともに、警察の調査に支障があるかどうか独自に判断は行わず、事案毎に警察側の意向を十分確認して、調査等を実施する。また、日頃から、必要に応じて情報交換を行うよう努めることとする。

不正競争防止法(平成5年法律第47号)

(定義)
第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一～十二 (略)
十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について虚偽の表示をなす行為、又はその表示をした商品若しくは役務を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為
十四～十五 (略)
2～10 (略)

○アサリの実産地偽装をしたA社

- ・平成17年 6月 農林水産省が、A社に、JAS法に基づく指示・公表。
- ・平成17年11月～ A社の実質的支配下にあるB社の偽装情報を把握し、C県と農林水産省がさらに調査。
- ・平成18年 3月 C県が、B社に、JAS法に基づく指示・公表。
- ・平成18年 4月 警察の情報照会により、農林水産省が協力。
- ・平成18年 8月 不正競争防止法違反の疑義で、警察が、A社の元役員を逮捕。
- ・平成18年11月、不正競争防止法違反で、A社の元役員に懲役1年(執行猶予3年)、A社に罰金300万円の判決。

○特別栽培米の偽装をしたE社

- ・平成17年10月～ 農林水産省及びD県が、E社に、立入検査をした結果、特別栽培米の偽装が判明。
- ・平成17年12月 D県が、警察に、E社の偽装を情報提供。農林水産省も警察の情報照会に協力。
- ・平成18年 2月 D県が、E社に、JAS法に基づく指示・公表。不正競争防止法違反の疑義で、警察が、E社の社長を逮捕。
- ・平成18年 6月 不正競争防止法違反で、社長に懲役1年(執行猶予3年)、E社に罰金300万円の判決。

10

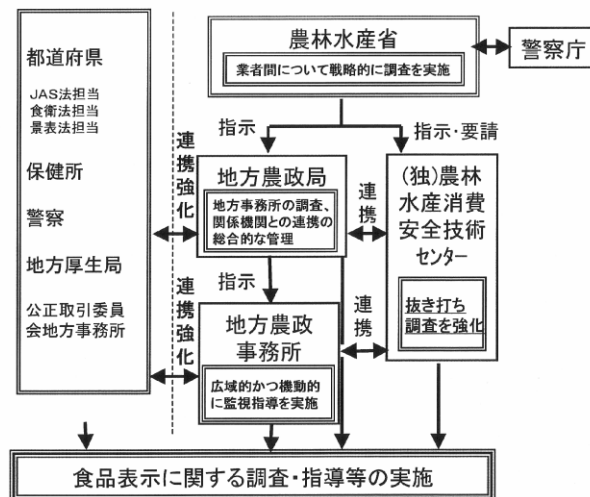
行政による監視・指導の強化

農林水産省では、食品の業者間取引の実態を踏まえ、効果的かつ機動的な調査を実施する体制を構築する必要がある。(独)農林水産消費安全技術センターでは、DNA分析等の抜き打ち調査を強化する。

行政による監視・指導の強化のポイント

- ・食品の業者間取引における偽装表示に対して効果的な監視指導を行うため、戦略的に調査を立案。
- ・食品の取引が複雑化・広域化していることを踏まえ、
 - ①農林水産省の行う調査の進行管理や都道府県、警察等関係機関との連携の強化
 - ②都道府県を跨ぐ案件の、機動的な調査の実施
- ・農林水産省の食品表示の監視・指導を担当する全スタッフの対応能力の底上げを図るため等の研修の実施
- ・(独)農林水産消費安全技術センターにおけるDNA分析等の抜き打ち調査の強化

食品表示監視体制図



11

わかりやすい食品表示のための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、農林水産省と厚生労働省は「食品の表示に関する共同会議」を共同で開催するなどの取組を進めている。

○わかりやすい食品表示のための取組

食品の表示に関する共同会議の開催(平成14年12月～)
 ・食品衛生法・JAS法に関する表示項目、表示方法等の検討を両省共同で行う審議会
 →消費者、事業者、学識経験者等12名の委員から構成

○期限表示の統一

JAS法(農水省所管)

「賞味期限」

食品衛生法(厚生省所管)

「品質保持期限」

「賞味期限」に統一

※その他の成果、①適切な期限表示のためのガイドラインの策定

②加工食品の原料原産地表示を20食品群へ拡大等を実施してきています。

共通パンフレット等による普及活動

公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省が合同でパンフレットを作成・普及。

～トピックス～ 期限表示について

○消費期限…弁当、そうざい、生かきなど日持ちのしない食品(概ね5日)に表示され、腐敗、変敗等の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限であり、この期限を過ぎた食品を飲食することは避けるべきです。

○賞味期限…缶詰、レトルト食品、バターなど日持ちする食品に表示され、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限であり、この期限を過ぎても直ちに食べられなくなるものではありません。

※ なお、いずれも開封前の食品を、定められた保存方法で保存したときの期限を示しています。

12